■ 受け取りの手続き ※必要書類をご確認ください。

		請求期限	提出先	住民票	戸籍	死亡	印鑑	そのたの書類
		四小河区	1た山元	正戊汞	謄本	診断書	トリュル団	しいたの音規
	埋葬料	2年 以内	健康保険組合 または 社会保険事務所			0	0	健康保険証 など
健康保険	埋葬費 ※	2年 以内	健康保険組合 _{または} 社会保険事務所			0	0	健康保険証 埋葬費の 領収書など
	家族埋葬料	2年 以内	健康保険組合 または 社会保険事務所			0	0	健康保険証 家族埋葬費の 領収書など
国 保	葬祭費	2年 以内	市区町村役場			0	0	保険証 葬儀費用の 領収書など
厚生年金	遺族厚生年金	5年 以内	社会保険事務所	0	0	0	0	年金証書 年金手帳 所得証明書 など
国民年金	死亡一時金	2年 以内	市区町村役場	0	0		0	年金証書 年金手帳 など
	寡婦年金	5年 以内	市区町村役場	0	0		0	故人と妻の 年金証書 収入を証明 する書類など
	遺族基礎年金	5年 以内	市区町村役場 あるいは 社会保険事務所	0	0	0	0	年金証書 年金手帳 所得証明書 など
生命保険	保険金	2年 以内	保険会社	0		0	0	印鑑証明書 保険証書 最後に支払った 保険金の領収書 など
簡易保険	保険金	5年 以内	郵便局	0		0	0	保険証 領収書
	高額療養費 の請求	支払から 2年 以内	市区町村役場 あるいは 社会保険事務所 健康保険組合	0		0	0	保険証 領収書

[※] 埋葬費は故人に家族がいない場合、埋葬料の額を上限として埋葬に要した実費を受取れる制度

[※] 上記に挙げたもの以外にも必要となる書類がある場合がございます。詳しくは各所にご確認ください。